

奥州市上下水道事業告示第 6 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により、汚水を処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は上下水道部下水道課において縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 18 日

奥州市長 倉 成 淳

1 汚水処理を開始すべき年月日

令和 6 年 4 月 1 日

2 汚水を処理すべき区域

水沢

真城字折居町、真城字堤ヶ沢、真城字町下、真城字宮沢、真城字中崎、真城字要害、真城字中林、真城字谷地、真城字上野、真城字浜田、真城字東大深沢、真城字中林下、真城字川尻前、真城字上林下、真城字堤尻下、真城字北館、真城字馬籠館、真城字折居館、真城字西館、真城字土手根、姉体町字迎畑、姉体町字橋本、姉体町字内構、姉体町字上野、姉体町字山居、姉体町字山居前、姉体町字榛林、姉体町字西田、姉体町字鍛冶屋敷、姉体町字本宿、姉体町字庚申塚、姉体町字吹張、姉体町字深町、姉体町字内城、姉体町字野中、姉体町字鞆戸、姉体町字島田、姉体町字原抜の各字の一部区域

前沢

古城字姥沢、古城字館合下、古城字高代寺、古城字志戸ヶ沢、古城字幅、古城字幅下、古城字下北上野、古城字栗生沢、古城字北館、古城字北町、白山字綾織、白山字松葉の各字の一部区域

3 分流式又は合流式の別

分流式

4 奥州市公共下水道が接続する下水道の終末処理場の位置及び名称

水沢、江刺及び胆沢

(1) 位置 奥州市水沢姉体町字南新田下地内

(2) 名称 北上川上流流域下水道（胆江処理区）水沢浄化センター